

人材紹介基本契約書

〇〇〇〇（以下、「甲」という）と GEERM 株式会社（以下、「乙」という）とは、乙から甲への人材紹介サービスに関し、次のとおり契約を締結する。

第1条 （活動事項）

乙は、甲からの依頼に基づき、甲に対して次のサービスを提供する。ただし、取扱職種は、全職種（港湾運送業務及び建設業務を除く）、取り扱い地域は国内とする。

- (1) 甲が行う求人について、職業安定法に定める求職者の紹介
- (2) 上記の紹介を行うにあたっての相談、助言

第2条 （採用選考）

1. 乙は、甲の求人の条件に適合可能性があり、かつ甲に応募する意思のある求職者のうち、乙が適切と判断した求職者を甲に対して紹介する。
2. 甲は、乙から紹介した応募者が、他企業の求人に応募する場合のあることを確認する。
3. 甲は、乙が紹介した求職者（以下、「応募者」という）を自ら選考の上、適切な人材と認めた場合には、甲の責任において当該応募者の内定を決定する。
4. 甲は内定を決定した場合、乙及び応募者に対して内定を決定したことを確認する書面を交付する。

第3条 （応募者の個人情報の取扱い）

1. 乙は、甲が応募者を選考するにあたって必要と認められる限度において、応募者の氏名、職務経歴等の個人情報（以下、「個人情報」という）を甲に対して開示・提供する。ただし、乙は、応募者の病歴、併願の状況等の個人情報については、応募者の事前の承諾を得ない限り、甲に対して開示・提供しないものとする。
2. 甲及び乙は、応募者の個人情報を厳重に管理し、一切開示または他人に漏らしてはならない。
3. 甲及び乙は、自己の従業員に対し、前項の義務を遵守させなければならない。
4. 本条は、本契約の有効期間中のみならず、本契約が解約・解除・終了した後も継続して適用されるものとする。

第4条 （直接取引の禁止）

甲は、本契約の有効期間中及び本契約終了後においても、乙に対して通知することなく、応募者と直接連絡を取り、又は応募者を採用してはならない。

第5条 （苦情処理）

甲又は応募者から職業紹介において苦情があった場合、乙が厚生労働大臣に届出を行っている職業紹介責任者が誠意をもって対応するものとする。

第6条 （採用の決定と通知）

甲は、甲が乙から紹介された人材を採用することを決定した場合、乙に対し、直ちに当該採用決定の事実および労働条件（賃金、労働時間、業務内容等、甲と採用決定者が締結する雇用に関する契約書に記載される条件を含むがこれに限られない）を書面、またはメールにより通知しなければならない。

第7条 （紹介手数料）

1. 甲は、乙が紹介した応募者（以下、「採用者」という）と雇用契約を締結し、かつ甲において勤務を開始した場合、甲は乙に本件業務の対価として紹介手数料を支払う。
2. 甲が乙に支払う紹介手数料は、甲が採用者に支払う理論年収（基本給、諸手当、賞与、残業代等を含む）の35%に消費税を加算した額とする。

第8条 （返還金）

1. 採用決定者が入社辞退や自己都合により退職した場合、または本人の責に帰する事由により解雇された場合、乙は甲に対し、次の基準で本件手数料を返還する。但し、採用決定者に対する労働条件が本件雇用契約の内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。

入社辞退、退職、解雇が

入社後1ヶ月以内：本件紹介手数料の80%

入社後2ヶ月以上3ヶ月以内：本件紹介手数料の50%

2. 返還金は、甲が乙へ当該退職者が退職した旨を通知した日の翌月末までに、甲の指定する金融機関口座への振込により支払い、銀行振込料金は乙の負担とする。なお、両社の協議により、他の採用者にかかる紹介料金との相殺によることができる。

第9条 （紹介手数料の請求、支払い）

1. 乙は、本件報酬の発生した日の属する月の末日付けで、甲に対し報酬の支払・請求をする。
2. 甲は、乙に対し、前項の請求を行った日の属する月の翌月の末日までに、乙が指定した銀行口座へ振り込む方法により、本件報酬を支払うものとする。なお銀行振込料金は甲の負担とする。

第10条 （採用決定後の損害賠償）

採用者が入職日以後、その業務に関し、甲及び第三者に対して発生させたいかなる損害についても、乙は一切の責任を負わないものとする。

第12条 （守秘義務）

1. 甲及び乙は本契約に関し、契約継続中及び終了後を問わず、相手側から秘密である旨明示のうえ受領し又は開示を受けた情報の一切を、秘密として厳重に管理し、正当な理由なく他人に漏らしてはならない。
2. 個人情報を除き、前項にかかわらず次の各号に該当する情報については守秘義務の範囲外とする。
 - (1) 受領時にすでに公知であったもの、又は受領者の責によらず公知になったもの
 - (2) 開示を受ける以前に受領者がすでに保有していたもの
 - (3) 第三者から機密保持義務を負わされることなく受け取ったもの
 - (4) 受領者が独自に開発したもの

第13条 （反社会的勢力の排除）

1. 本契約において、反社会的勢力とは、次の各号の一に該当する者をいう。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業
 - (2) 総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ及び特殊知能暴力集団等
 - (3) その他前各号に準ずる者
2. 甲及び乙は、次の各号に掲げる行為を行わないことを表明し、保証する。

- (1) 自ら又はその役員、実質的に経営権を有する者もしくは、従業員等（以下「役員等」という）が反社会的勢力でないこと
 - (2) 自ら又はその役員等が反社会的勢力との間で、反社会的勢力であることを知りながら、資金もしくは役務提供等何らかの取引をしていないこと、及び反社会的勢力と交友関係にないこと
 - (3) 自ら又はその役員等が、自ら又は第三者を利用して、相手方又は相手方の従業員に対して、暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等、暴力的行為詐欺的手法等を用いて不当な要求行為、業務の妨害、信用の毀損をする行為等を行わないこと
3. 甲及び乙は、自らが第1項の各号に該当し、若しくは前項の各号に該当する行為を行い、又はその恐れがあることが判明した場合には、何らの催告をなしに直ちに、甲乙間で締結した一切の契約を解除することができる。
 4. 甲又は乙は、前項に基づき契約を解除したことにより相手方に発生した損害について、賠償責任を負わない。

第14条 （有効期間）

本契約の有効期間は本契約締結の日から1年間とする。ただし、期間満了1ヶ月前迄に甲乙いずれかから契約終了の通知がない限り、引き続き同期間自動更新し、以後も同様とする。

第15条 （協議事項）

本契約に定めのない事項、または本契約の条項の解釈に疑義が生じた場合には甲乙双方は互いに誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとする。

第16条 （管轄裁判所）

本契約から生ずる権利義務に関する訴訟については、乙の有料職業紹介事業の許可所在地を管轄する裁判所を専属的な管轄裁判所とする。

本契約成立の証として、本書を2通又は本書の電磁的記録を作成し、甲乙記名押印若しくは署名又は電子署名のうえ各自保管する。

令和 年 月 日

(甲) 住所	
会社名	
代表者	印
(乙) 住所	熊本県球磨郡錦町西2742
会社名	GEERM 株式会社
代表者	中園 晋二郎 印